

事業再構築助成金で発生した消費税還付の注意点

令和3年2月15日に経済産業省から事業再構築助成金の概要が公表されました。事業再構築助成金の概要は、コロナウイルスの影響に伴う思い切った事業の再構築を促すことを目的として①売上が減っている②事業再構築に取り組んでいる③認定経営支援機関と共に事業計画を策定している企業が行う事業の再構築に対して助成金を交付するというものです。

補助額は最高で1億円まで利用することが可能で、国の予算も1兆1485億円まで用意されており、コロナ禍で事業方針の転換を余儀なくされている事業者から注目を集めています。この助成金はあくまでも設備投資に対する助成金であるため、人件費には充当することはできません。

助成金の支払いまでのスケジュールとしては、補助申請をした後に約1年程度の期間で対象設備を購入し、購入実績を報告して助成金額が確定した後に支払いが行われます。助成額は負担額の全額ではなく、負担額の1/2から2/3となります。

消費税の還付申告

消費税の申告にあたり、仕入に係る消費税が売上に係る消費税を上回る場合には消費税の申告書は還付申告になり還付金を受けることができます。仮に売上が0であった場合には、その事業年度に支払った課税仕入に係る消費税について全額還付を受けることができますこととなります。

税務調査は納税が生じない事業者は対象になりませんが、還付を受ける場合は別で、還付金額の適正について税務調査対象になります。

特定収入がある場合の特例計算（国等の特例計算）

売上に占める特定収入の割合が5%を超える場合には、消費税の申告の際に注意が必要です。特定収入とは国税還付金や補助金、助成金の収入を指します（消費税法基本通達16-2-1）。この場合の消費税の計算方法は、課税仕入に係る消費税から特定収入で行った課税仕入を除外する必要があります。

これは特定収入を原資とした課税仕入について、単に消費をするに過ぎない（最終消費者になる）と考えるためです。

助成金の収益計上時期

助成金の収受は助成額が確定した後に支払われますが、仮に対象設備を購入した事業年度と助成金を受けた事業年度が異なる場合には、会計上も税法上も助成金額の収益計上時期は、費用収益対応の観点から設備を購入した前期に合わせる必要があると考えられます。

注意が必要となるケース

消費税の計算で国等の特例計算の対象となる事業者が還付を受ける際に、事業再構築助成金を期待して設備購入した事業年度と助成金を受けた事業年度が異なる場合には注意が必要です。

特定収入の判定は設備購入した事業年度で行う必要があると考えられるため、特例計算を行う事業年度を誤った場合には還付金額が過大になってしまいます。